

高等学校における生徒指導と進路指導 —新しい学習指導要領と生徒指導提要から見た現状—

吉塚 治生 *

Student Guidance and Career Guidance in High School —Current Situation from the Perspective of New Courses of Study and Student Guidance Proposal—

by

Haruo YOSHIKAZUKA *

要 旨

近年、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。そのような中で、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂された。

また、平成30年に改訂された高等学校学習指導要領は、令和4年4月から年次進行で実施され、令和6年度に完全移行となっている。それとともに平成23年刊行の高等学校キャリア教育の手引きも、令和5年3月に中学校・高等学校キャリア教育の手引き—中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠—として、新たに刊行されている。

このように学校教育が大きく変わっていく中で、新しい「学習指導要領」と「生徒指導提要」、「キャリア教育の手引き」を参考に指導の在り方を再確認する。そして、これまで高等学校で行われてきた生徒指導・進路指導について現状を報告するとともに再整理したい。このことを通して、これからの指導の在り方について考察し、学校組織の指導体制を改善するとともに教職員の共通理解を図りながら、生徒一人一人の自己実現・自己形成を支援していかなければならない。

Key Words : 生徒指導提要、学習指導要領、キャリア教育の手引き、自己実現、自己形成、

1. はじめに

令和4年12月に「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂された。そのまえがきの中で「近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあ

ります。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、提要の作成時から生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきています。」とある。このように子供たちを取り巻く環境が大きく変わってきている。また、「子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の

*崇城大学総合教育センター講師

発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。」とも記載されている。このように生徒の多様化や個別最適な教育の提供など、学校へ求められる要素が大きく膨らむとともにその数も増えてきている現状がある。高等学校においても次々と新たな事案が発生し、個別の状況に応じた最適解を求めて対応している状況である。そのような中で、実際に行われてきた高等学校における生徒指導の例を新しい「生徒指導提要」(以下、生徒指導提要改訂版とする)に照らし合わせながら現状の報告を行いたい。

一方、高等学校学習指導要領は平成30年3月に告示され、令和4年度より学年進行で実施されてきている。その学習指導要領・総則の中で「キャリア教育の充実」が項目化され、内容が示されている。そして、学校へは、生徒の発達を支援するために、特別活動を中心としてキャリア教育の充実を図るとともに、教育活動全体を通して、組織的かつ計画的な進路指導を行うこととしている。また、平成30年6月の第3期教育振興基本計画では、取り組むべき教育政策の一つとして「社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成」を明記し、「各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進」を示している。このことを含めて、高等学校における「キャリア教育の充実」を通じた進路指導の現状についても報告を行いたい。

本稿では、これらのことを通して、新たな時代における生徒指導及び進路指導の在り方について、高等学校現場での取組例(令和2年度熊本県立天草工業高等学校:以下天工とする)を参考に考察していきたい。

2. 生徒指導の基礎

(1) 生徒指導の概念とその変遷

「生徒指導は、学校がその教育目標を達成す

るための重要な機能の一つである」と示したのは、文部省『生徒指導の手びき』(昭和40年)であり、そのまえがきには、生徒指導の目的として次のように示されている。

生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目ざすとともに、学校生活が生徒のひとりひとりにとっても、また学級や学年、さらに学校全体にとっても、有意義に、興味深く、そして充実したものになるようにすることを目標とするもの。

また、昭和63年に出版された「生徒指導資料第20集『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』」では、従来からの生徒指導の課題に加えて、①人間関係の改善と望ましい人間関係の促進、②生徒の自然体験や生活体験の不足を補うような習慣の形成、③生徒の将来展望の不確かさや不安の解消及び自己指導能力の伸長、の3点を挙げ、積極的・能動的な生徒指導の展開が求められているとしている。その中でも、生徒指導の目的について次のように示されている。

生徒指導とは、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

また、平成21年3月の「生徒指導資料第1集(改訂版)『生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導』」には、次のように示されている。

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助である。

平成22年3月「生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」として、まとめられた「生徒指導提要」の「第1章 生徒指導の意義と原

理」の中の「第2節 教育課程における生徒指導の位置付け」では、次のように示されている。

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すもの。

次に、平成30年3月の高等学校学習指導要領第1章総則第5款「生徒の発達の支援」第1節「生徒の発達を支える指導の充実」(2)では、次のように示されている。

生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

同じく平成30年7月高等学校指導要領解説総則編第6章「生徒の発達の支援」第1節「生徒の発達を支える指導の充実」2「生徒指導の充実」において、次のように示されている。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

以上のように、文部科学省の資料を見ると、「生徒指導」について、その目的として「社会的自己実現を図っていくための自己指導力の育成」があること、また、その機能として「指導・援助」を特徴としていることが分かる。これらのことから、群馬大学学術研究院吉田浩之教授は、次のようにまとめている。

生徒指導とは、社会的自己実現に向けて(方向性)、個々の児童生徒の自己指導力を育成すること(目的)であり、方法として指導・援助を活用することを特徴としている。

(2)「生徒指導提要改訂版」での定義と目的

令和4年12月生徒指導提要改訂版では、第1部「生徒指導の基本的な進め方」の第1章「生徒指導の基礎」の「生徒指導の定義」の中で、「学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」(教育基本法第1条)を期すること」としている。また、「[個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」(同法第2条第2号)ことが目標の一つとして掲げられている。」としており、これらのことから、生徒指導の定義を次のように示している。

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

また、生徒指導の目的については、令和3年1月の「[令和の日本型学校教育]」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」を踏まえて、次のように示している。

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

また、生徒指導の実践上の視点として、次の4点を示している。

- ①自己存在感の感受
- ②共感的な人間関係の育成
- ③自己決定の場の提供
- ④安全・安心な風土の醸成

以上のように、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することを大切にする生徒指導が求められている。

その他にも、生徒指導の関連性を示す要素に、「生徒指導とキャリア教育」や「生徒指導と教育相談」を取り上げ、学校教育全体で取り組むことや多様化する生徒に対して生徒指導と教育相談が一体となって、未然防止、早期発見、早期支援・対応など一貫した支援に重点をおいたチーム支援体制をつくることが求められている。

(3) 生徒指導の方法

生徒指導提要改訂版では、生徒指導に共通する方法として、児童生徒理解及び集団指導と個別指導の方法原理を取り上げている。まず、児童生徒理解について、以下の3点に着目している。

- ①複雑な心理・人間関係の理解
- ②観察力と専門的・客観的・共感的理解
- ③児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解であり、いじめや児童虐待の未然防止においては、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となること。また、児童生徒理解においては、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力のほか、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野から、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切であることが示されている。的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切であることなどが指摘されている。

次に、集団指導と個別指導では、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要であることから、集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ること、また、個別指導には、個に配慮することで、誰一人取り

残さない生徒指導を実現するなどの理解が求められている。

3. 生徒指導の基礎と取組例

(1) ガイダンスとカウンセリング

生徒指導提要改訂版では、生徒指導の集団指導と個別指導に関連して、高等学校学習指導要領の第1章「総則」の第5款「生徒の発達の支援」1「生徒の発達を支える指導の充実」で次のように記されている。

(1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

また、同じく生徒指導提要改訂版には、児童生徒の課題に対して、教職員の支援として次のような記述がある。

ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。カウンセリングは、生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。また、ガイダンスとカウンセリングは、教員、SC、SSW等が協働して行う生徒指導において、生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪となる。

取組例として、天工では、指導する教師側のスキルアップや共通理解を図るための職員研修を年間計画に組むなど定例化している。

表1 職員研修年間計画

職員研修年間計画	
(目的) 勤務遂行に必要な研修を促進し、教師としての資質を高めるとともに、指導力の向上を図る。	
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ★生徒理解・特別支援 ★不祥事・危機管理 ★いじめ問題 ★セクハラ・パワハラ ★教科指導力向上 ★資質向上
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ★情報管理 ★いじめ問題 ★防災・避難 ☆飲酒運転等防止 ★教科指導力向上 ★資質向上
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ★人権教育 ★教科指導力向上 ★いじめ問題

表2 熊本県教職員研修計画 (一部抜粋)

研修名	目的	主な内容	日数
5年経験者研修	新規採用後5年を経過した教員に対して、使命感と情熱、学び続ける姿勢等、教員としての資質を高め、職務遂行能力の一層の向上を図る。	・人権教育の推進 ・防災教育と心のケア① ・学校マネジメント ・コンプライアンス ・働き方改革Ⅰ	1日
		・防災教育と心のケア② ・教科等指導研修Ⅰ、Ⅱ	1日
		・教科等指導研修Ⅲ	1日
		・教科等指導研修Ⅳ ・生徒指導 ・学級経営 ・コンプライアンス ・働き方改革②	1日
中堅教諭等資質向上研修	中堅教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等に関する指導力及び教諭としての資質の向上を図る。	・教科等指導研修Ⅰ ・県立学校教育局長講話 ・人権教育の推進 ・学校マネジメント ・コンプライアンス ・働き方改革①	1日
		・道徳教育① ・教育の情報化 ・防災教育と心のケア①	1日
		・教科等指導研修Ⅱ、Ⅲ	1日
		・教科等指導研修Ⅳ	1日
		・特別支援学校研修代替研修 ・社会体験関連研修	1日
		・特別支援教育 ・総合的な探究の時間 ・学校におけるカウンセリング ・防災教育と心のケア②	1日
・教科等指導研修 ・コンプライアンス ・働き方改革② ・道徳教育②	1日		

以上、特に生徒指導上留意すべき項目には★をつけたが、定例化していない研修も実施しており、校内・外での研修や5年経験者・中堅教諭等研修なども県教委の協力により実施した。

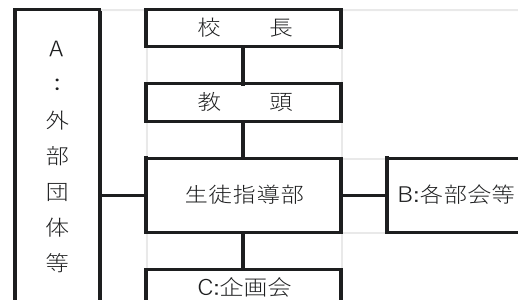
ガイダンスについては、日々の朝夕の学級活動(SHR)及びLHR、学校行事・学年活動等を含めた特別活動を通して行った。

カウンセリングについては、年間計画では学級活動(LHR)にも含めているが、いじめアンケートと連動して年3回課外にも実施した。

(2) チーム支援による組織的対応

生徒指導提要改訂版では、深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められると記されている。合わせて、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要であり、さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になる。課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導においては、チームによる指導・援助に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要である。また、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育においても、チームを編成して学校全体で取組を進めることが求められるとなっている。

ここで、天工での取組例として生徒指導の組織体制を図式化したものを下に示す。



A:外部団体等
市青少年健全育成会議
中・高生徒指導連絡協議会 本渡部会
県高等学校生徒指導連絡協議会
天草地区高等学校生徒指導連絡協議会
天草地区高等学校PTA生徒指導連絡協議会
育友会（天工PTA）
その他
B:各部会等
生徒指導委員会
担任会（学年会）
カウンセラー
寮・舎監会
C:企画会
生徒会
環境美化
交通安全指導
生活指導
服装・頭髪検査係

図1 生徒指導組織

以上のように、校内組織においては、生徒指導部（生徒指導主事）を中心に管理職（校長・教頭）、各部（学年・学年主任、スクールカウンセラー・養護教諭、寮・舎監長）が組織的に指導計画から企画会を含めた指導体制をつくっている。

また、地域を含めた連絡指導体制も外部団体等との連携を図りながら行っている。

チーム支援の特色については、アセスメントに基づいてのチーム編成、課題の明確化と目標の共有、支援計画作成を通して、チームによる支援を行っている。その際、合意形成と目標の共通理解、守秘義務と説明責任、記録保持と情報セキュリティに留意するとともに、最終的に教職員全体での共有を図っている。

(3) 生徒指導と教育課程

学習指導要領「総則」と生徒指導の関係は既に記述している通りであるが、各教科の目標の中には生徒指導の目的と重なり合うものがあり、教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要である。また、教科指導の大半は、学級・ホームルームを単位とした授業により進められる。授業を進めるに当たっては、個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏

まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切である。このことから、教科の指導と生徒指導の一体化が求められており、次の4点に留意した授業づくりが必要である。

- ①自己存在感の感受を促進する授業づくり
- ②共感的な人間関係を育成する授業
- ③自己決定の場を提供する授業づくり
- ④安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

ここでは、取組例として総合的な学習（探究）の時間と生徒指導を取り上げる。天工では、総合的な学習（探究）の時間として、課題研究で代替実施している。課題研究の指導の重点と概要は次のようになる。

工業に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

以上のように、探究的な学習の要素となる、①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現、を発展的に繰り返していく学習となっている。このことを通して、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことができる内容であると言える。

また、新しい高等学校学習指導要領にある科目「課題研究」の目標の「(3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、工業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」ことも十分可能である。

(4) 特別活動における生徒指導

生徒指導提要改訂版では、「特別活動は、生徒指導の目的である「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことに資する集団活動を通

して、生徒指導の目的に直接迫る学習活動である」と記している。そして、特別活動の目標は、学級・ホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事の4つの内容を総括する全体目標として、以下のように示されている。

特別活動の全体目標		
集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。		
(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。		
(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。		
(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（中学校は、「人間として」）の生き方について（高等学校は、「人間としての在り方生き方について」）の考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。		

取組例として、天工での特別活動を紹介します。

① 学級・ホームルーム活動

表3 LHR 年間計画

月	計画内容		
	1年	2年	3年
4月	体育大会練習		
	体育大会練習		
	☆担任裁量		
5月	QUテスト		学年集会
	☆担任裁量	コース選択説明	☆担任裁量
	中間考査		
	個人面談		
6月	個人面談	人権学習①	個人面談
	☆担任裁量	進路講話	☆担任裁量
	進路講話	インターンシップ調査	進路講話
	人権学習①	性教育講演会	人権学習①

7月	期末考査		
	避難訓練		SPIテスト
	1学期の振り返り		進路学習
9月	天工祭（文化祭）内容決定		
	天工祭に向けて	インターンシップ事前指導	進路指導学年集会
	天工祭に向けて		☆担任裁量
	天工祭に向けて		
10月	天工祭に向けて		
	中間考査		
	芸術鑑賞		
	進路学習	インターンシップ事前指導	献血講話
	☆担任裁量	インターンシップ	☆担任裁量
11月	人権学習②		
	☆担任裁量	インターンシップ事後指導	主権者教育
	修学旅行に向けて	インターンシップ事後指導	年金講話
	修学旅行に向けて	☆担任裁量	☆担任裁量
12月	期末考査		
	修学旅行に向けて	進路学習	人権教育③
	避難訓練		
	終業式		
	修学旅行に向けて		
1月	学年集会		
	修学旅行	進路学習（求人票）	卒業に向けて
	薬物乱用防止講話	進路学習（履歴書・面接）	
2月	原付面談・保護者会		進路学習（分野別説明会）
	原付法令講習	企業訪問報告会	
	☆担任裁量	体育大会に向けて	
3月	人権教育③		
	☆担任裁量		
	1年間の振り返り		

令和2年度においては、表3のとおり年間計画を立てたが、実際には新型コロナウイルスによる休校が実施されたため、4月始業式後から5月にかけて生徒の自宅待機により実施できなかった。また、体育大会（4月→10月）、文化祭（10月→11月）が延期され、修学旅行（1年次→2年次）も繰り越しとなった。そのため、多くの計画が遅れての実施・簡略化等の措置を行った。

② 生徒会活動

生徒会活動の運営については、生徒総会を年に1回実施し、その最高決議機関として位置づける。また、各種実行委員会および各委員会は、必要に応じて開く。

生徒会活動の指導計画については、ホームルーム活動を通じて、自発性、協調性を養い、自主自立の精神を身に付けさせることを目的とする。また、校内の諸行事の企画・運営に協力することで、温厚・誠実・勤勉の校風を意識させ、奉仕活動の促進を図る。

生徒会組織の機構を次の図2で示す。

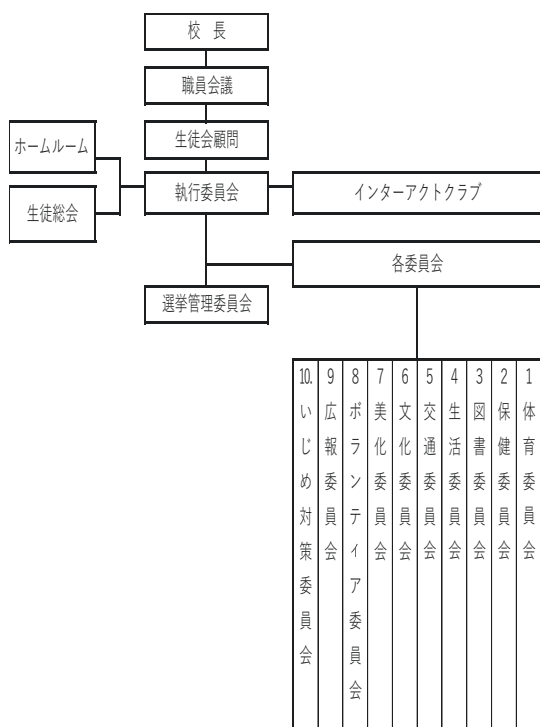


図2 生徒会機構

③ クラブ活動

クラブ活動は、高等学校では教育課程に繰り込まれてはいないが、運動部が15部（陸上競技、ソフトテニス、卓球、野球、剣道、弓道、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ソフトボール、バドミントン、水泳、ボクシング、テニス）及び文化技術系が5部（芸術、吹奏楽、電子工作、機械、建設）1同好会（食物）が活動している。

④ 学校行事

表4 主要な学校行事実施一覧

主要な学校行事（実施分）	
4月	新任式・始業式・入学式：4/8 *臨時休校（新型コロナウイルス）4/14～
5月	*臨時休校（新型コロナウイルス）～5/29
6月	生徒総会：6/18
7月	期末考査：7/7～7/10 クラスマッチ・表彰式・終業式：7/31
8月	中学生体験入学：8/8 始業式：8/24
9月	中間考査：9/14～9/16

10月	体育大会：10/3 インターンシップ（2年生）：10/27～10/30
11月	天工祭（文化祭）：11/13
12月	期末考査：12/1～12/4 避難・消火訓練：12/10 校内長距離走大会：12/12 クラスマッチ：12/23 表彰式・終業式：12/24
1月	始業式・生徒会退任及び認証式：1/8 3学年学年末考査：1/26～1/29
2月	前期選抜入学者試験：2/1 1・2学年学年末考査：2/8～2/12
3月	卒業式：3/1 後期選抜入学者試験：3/9・10 クラスマッチ：3/23 表彰式・修了式：3/24

以上は、実施分の主要な学校行事であるが、4～5月の休校措置による影響が年間を通してあり、計画の見送りを含めかなりの縮小を余儀なくされたが、できる範囲で極力実施するように工夫した。

(5) チーム学校による生徒指導体制

平成27年12月に中央教育審議会により「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が答申された。

チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されている。

本答申は、学校が抱える現代的課題に応えるために「チームとしての学校」が求められる背景として、次の3点を挙げている。

- ①新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備
- ②児童生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備
- ③子供と向き合う時間の確保等（業務の適正化）のための体制整備

また、平成31年1月の中央教育審議会答申

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、「児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導」が、学校が担うべき業務として改めて明示されている。学校における「働き方改革」を実現し、教員の負担の軽減を図りつつ、生徒指導の充実を図ることは、「令和の日本型学校教育」を支えるための重要な要件と言える。

そのため、チーム学校として機能する学校組織をつくる必要がある。

また、学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められる。

- ・一人で抱え込まない
- ・どんなことでも問題を全体に投げかける
- ・管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる
- ・同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

天工では、これらの要件を満たすように、取組例としての図1の生徒指導組織を運営させながら、各教職員の意識改革や資質能力の向上に、表1の職員研修年間計画に従って取り組んできた。

特に、PDCA サイクルに基づく運営として学校評価を行い、生徒や保護者、教職員の声（アンケート回答や実数調査データ等）を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行っている。

(6) 教育相談体制

生徒指導提要改訂版では、「教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、以下のような姿勢が求められる。

- ①指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解

(アセスメント)に基づいて考えること。

- ②児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。

- ③どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

また、教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。」としている。

天工での取組例では、校務分掌として、人権教育・生徒相談部を位置付けており、係分掌としては、人権教育係・特別支援係・カウンセラー・いじめ防止対策係を設置した。この中に部長や養護教諭、特別支援教育コーディネーターが中心となって連携を図った。また、臨床心理士であるスクールカウンセラーが定期的な相談を実施するとともに情報共有のための会議を開催した。教育相談の年間計画は、表5いじめ防止等の年間計画と並行して実施している。

表5 いじめ防止等の年間計画

月	年間計画・人権教育推進委員会等	会議・研修
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・育友会総会（教育相談窓口の周知） ・推進委員会（年間計画の確認） ・「くまもと・子どもの心の自己回復力」を高める授業 ・「心と体の振り返りシート」記入、集計 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修（中学校訪問報告） ・天工「いじめ防止基本方針」確認と周知徹底
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心理診断テスト（QUテスト）（1・2年） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会「いじめを許さない」実践 ・「心のきずなを深める月間」 ・面談週間 ・保護者啓発プリント配付 ・研究授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育LHR」指導案検討
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・天工「心のアンケート」調査 ・人権教育LHR（自己認識等） ・生徒実態把握（チェックシート） ・体験活動（義志ボランティア） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育LHR」反省 ・チェックシートによる生徒実態把握 ・心理診断テストの結果説明 ・第1回いじめ防止対策委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会「現地学習会」 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援、生徒理解研修 ・現地学習会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果考察 	

10月	・DV未然防止教育講演会 ・授業評価	・「人権教育LHR」指導案検討
11月	・「命を大切に」教育講演会 ・研究授業週間 ・人権教育LHR	
12月	・情報モラル教育 ・熊本県「心のアンケート」調査	・第2回いじめ防止対策委員会
1月		・生徒理解研修、人権・同和教育研修
2月	・推進委員会（次年度計画） ・天工「心のアンケート」調査	・第3回いじめ防止対策委員会
3月	・最終検証、評価（PDCA） ・中学校訪問	・「人権教育LHR」案検討

(7) 校則の運用・見直し

生徒指導提要改訂版では、「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。」としている。

天工では、例年生徒総会提出議題の中に校則の見直し等についても取り上げている。生徒の要望について、生徒会及び生徒指導部を中心に検討を持ち、職員会議を通して回答してきた。令和2年時点では大きな見直しまでは行っていないのが現状である。また、熊本県教育委員会は、令和3年6月に県立学校78校を対象に校則に関するアンケートを実施し、その結果をまとめるとともに、令和3年12月付で同4年4月運用の校則見直しの通知を行った。その結果、各学校では新しい校則を学校のホームページで公開するとともに新たな基準による生徒指導が実施されている。

4. 個別の課題に対する生徒指導

(1) いじめ

生徒指導提要改訂版では、留意点として次のような点を示している。

「平成25年にいじめ防止対策推進法が施行

されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にある。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況である。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、が求められる」としている。

また、平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」の目指すところは次のように示されている。

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略) いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

このことを踏まえ、各学校は、

- ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③未然防止・早期発見・事案対応における適切な対応を行うことが義務付けられた。

天工では、いじめ防止対策の概要をまとめ、「学校いじめ防止基本方針」としてホームページ等で公開している。

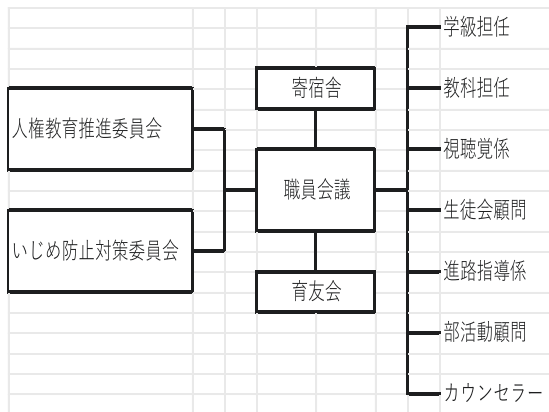


図3 学校いじめ防止基本方針の組織

なお、人権教育推進委員会の構成は、校長、教頭、事務長、人権教育主任、主任主事、部長、学年主任となっている。いじめ防止対策委員会は、外部専門家の臨床心理士と学校職員である校長、教頭、人権教育主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭となっている。これらに、該当生徒が所属する担任や顧問等関係者が加わっている。

また、年間の取組については、表5 いじめ防止の年間計画で記載した通りである。

(2) その他の個別の課題に対する生徒指導

生徒指導提要改訂版では、第Ⅱ部個別の課題に対する生徒指導として、いじめの他に、暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、中途退学、不登校、インターネット・携帯電話に関わる問題、性に関する課題、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導が取り上げられている。ここでは、個別の事象に対する取組例はあえて取り上げないが、天工でも、職員研修を通じて、生徒理解を中心に各事例研究等を行い、教職員の資質能力の向上に取り組むとともに、チーム学校で組織的に対応するようにしている。いずれにしても、まずは未然防止対策が最優先であり、計画的に日々の生徒指導を徹底することが肝要であることは言うまでもない。

5. 進路指導とキャリア教育

(1) キャリア教育の推移

「キャリア教育」という文言が公的に登場し、

その必要性が提唱されたのは、平成11年12月中央教育審議会答申の「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」であり、同審議会が「キャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」とし、さらに「キャリア教育の実施に当たっては家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校で目的を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある」と提言した。

この答申を受け、平成14年11月国立教育政策研究所・生徒指導研究センターが「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」の調査研究報告書を報告し、「職業観・勤労観の育成が不可欠な「時代」を迎えた」とし、さらに学校段階における職業的（進路）発達課題について解説するとともに、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」を示した。また、文部科学省内に「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」を設置し、平成16年1月に報告書「児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるために」を示した。

平成15年に文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣の関係閣僚による「若者自立・挑戦戦略会議」が「若者自立・挑戦プラン」を策定し、目指すべき社会として、「若者が自らの可能性を高め、挑戦し、活躍できる夢ある社会」と「生涯にわたり、自立的な能力向上・発揮ができ、やり直しがきく社会」をあげ、政府、地方自治体、教育界、産業界が一体となってキャリア教育の推進に取り組む必要があるとした。

平成18年には、内閣官房長官、農林水産大臣、少子化・男女共同参画担当大臣も加え、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン（改定）」を策定し、キャリア教育の更なる充実を図ることとした。

平成30年に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、取り組むべき教育政策の目標の一つとして「社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成」を明記し、「各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進」を示した。

(2) キャリア教育の定義

①「平成11年中央教育審議会答申」では、

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を發揮し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

②「平成16年1月キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」では、

児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

③「平成23年1月中央教育審議会答申」では、

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

また、キャリア発達の定義として

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

としている。

④平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領の総則には、改めて以下のように「キャリア教育」という言葉を用いてその充実を図ることが明示された。

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

(3) キャリア教育推進の法的根拠

平成18年12月改正された教育基本法では、第2条（教育の目的）において「個人の価値を

尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」を規定し、キャリア教育を教育目標の一部として位置づけた。

平成19年改正された学校教育法では、第21条（義務教育の目標）で第1号「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、第4号「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと」、第10号「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」を定め、小学校段階からの体系的なキャリア教育実践に対する法的根拠を示した。

(4) 進路指導の定義

平成23年11月高等学校キャリア教育の手引きには、次のように記載されている。

昭和30年「職業指導の手引き－管理・運営編」では、職業指導の定義を以下のように示している。

学校における職業指導は、個人資料、職業・学校情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずからが将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が教育の一環として、組織的、継続的に援助する過程である。

昭和36年「進路指導の手引き－中学校学級担任編」では、職業指導から進路指導へと呼称変更し、その定義を以下の通りとした。

進路指導とは、生徒の個人情報、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に援助する過程である。

昭和58年「進路指導の手引き－高等学校ホームルーム担任編日本進路指導協会」では、次のように示している。

進路指導は、生徒の一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程（である）。

(5) 進路指導の諸活動

同じく、平成23年11月高等学校キャリア教育の手引きには、進路指導は、次のような従来6つの活動を通して実践されると記載されている。

- ① 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動
生徒個人に関する諸資料を豊富に収集し、一人一人の生徒の能力・適性等を把握して、進路指導に役立てるとともに、生徒にも将来の進路との関連において自分自身を正しく理解させる活動である。
- ② 進路に関する情報を生徒に得させる活動
職業や上級学校等に関する新しい情報を生徒に与えて理解させ、それを各自の進路選択に活用させる活動である。
- ③ 啓発的経験を生徒に得させる活動
生徒に経験を通じて、自己の能力・適性等を吟味させたり、具体的に進路に関する情報を得させたりする活動である。
- ④ 進路に関する相談の機会を生徒に与える活動
個別あるいはグループで、進路に関する悩みや問題を教師に相談して解決を図ったり、望ましい進路の選択や適応・進歩に必要な能力や態度を発達させたりする活動である。

⑤ 就職や進学等に関する指導・援助の活動
就職、進学、家業・家事従事など生徒の進路選択の時点における援助や斡旋などの活動である。

⑥ 卒業者の追指導に関する活動
生徒が卒業後それぞれの進路先においてよりよく適応し、進歩・向上していくように援助する活動である。

(6) 新しい学習指導要領におけるキャリア教育

令和5年3月の中学校・高等学校キャリア教育の手引き－中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠－には、平成23年版の手引きにはあった進路指導に特化した項目がなくなっている。そして、「キャリア教育の中核となる時間」として総則に、「特別活動を要としつつ」という新たな表現が用いられている。

その「キャリア教育の中核となる時間」として、高等学校指導要領 第5章特別活動 第2各活動・学校行事の目標及び内容〔ホームルーム活動〕2内容に次のように示されている。

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。
 - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。
 - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計
適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、
目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

(7) 「キャリア・パスポート」の導入

学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会答申では、「見通しを立て、振り返る」活動の一つの方策を次のように示している。

特別活動（学級活動・ホームルーム活動）を中核としつつ、「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用して、子供たちが自己評価を行うことを位置付けることなどが考えられる。その際、教師が対話的に関わることで、自己評価に関する学習活動を深めていくことが重要である。

小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ（「キャリア・パスポート」（仮称））的な教材を作成し、活用することが効果的ではないかとの提案がなされた。学習指導要領では、それを“生徒が活動を記録し蓄積する教材等”の活用と示した。

(8) キャリア・カウンセリング

「キャリア・パスポート」を提案した、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会答申では、上記の「見通しを立て、振り返る」活動の一つの方策において、次のように続けて示している。

「キャリア・パスポート」は記録や蓄積そのものも大事だが、それを活用して教員が対話的に関わることによって、児童生徒にとっては自己理解、教師にとっては児童生徒理解を深めることを求めている。そして、キャリア・カウンセリングにとって大切なことは「日常の生活で児童生徒の「気付き」を促し、主体的に考えさせ、児童生徒の行動や意識の変容につなげることを意図して働きかけること」であるとしてい

る。

(9) 職業に関する体験活動

体験活動の推進については、引き続き学習指導要領に示されており、体験活動の重要性を学習指導要領の総則の第7款道徳教育に関する配慮事項から確認すると、次のように示されている。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

さらに、キャリア教育の手引きには、次のような記載もある。

高等学校の就業体験（インターンシップ）については、これまで主に高等学校卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば研究者や大学等の卒業が前提となる資格を要する職業も含めた就業体験（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開が期待される。

6. キャリア教育推進と取組例

(1) 校内組織の整備

キャリア教育の手引きには、校長の役割としてのリーダーシップの重要性、生徒に対する指導体制としての学級担任の役割や教職員の協働性を高めること、学校全体での実践を可能にする組織運営が示されている。その例として、校内分担の例やキャリア教育推進委員会、学年部会の役割が示されている。

ここでは、天工での進路指導体制の組織を取組例として示す。

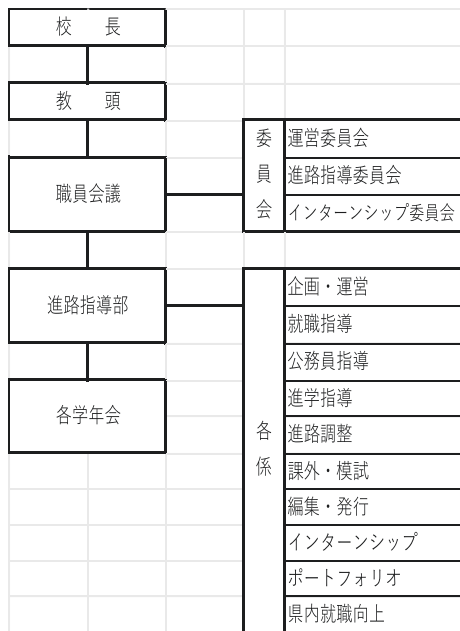


図4 進路指導の校内組織

以上のように、キャリア教育の充実のためには学校全体の取組として、委員会が組織され、学年や各科、各部と連絡調整を図り、企画運営されている。また、個別の取組にも各係を中心に、全職員、保護者、地域等との連携を図って運営されている。それらの取組は、学年ごとにPDCAを回すことで、改善を図りながら、教育効果の向上に取り組んでいる。

(2) 全体計画の作成

キャリア教育の手引きには、全体計画について、次のように示されている。

キャリア教育を体系的に推進していくために欠かせないものが全体計画である。全体計画とは、学校として、キャリア教育の基本的なあり方を内外に示すものである。全体計画を作成することで、学校の特色や重点、それに基づいた教育課程へのキャリア教育の位置付けを明確にすることができる。また、各教科・科目等におけるめざす姿や指導の重点を確認、共有することができる。

全体計画に盛り込むべきものとしては、①必須の要件として詳細に記すもの、②基本的

な内容や方針等を概括的に示すもの、③その他、各学校が自校の全体計画を示す上で必要と考えるものの3つがある。

天工の学校経営案には、キャリア教育推進の方策として次の4点を示した。

- ア 多様で幅広い他者との人間関係形成のための場や機会の設定
- イ 体験的な学習活動の効果的な活用
- ウ キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施
- エ 社会的・職業的自立や社会・職業への円滑な移行に必要な力（基礎的・汎用的能力を中心とする）の育成

また、学習プログラムを①社会的・職業的自立や社会・職業への円滑な移行に必要な力の要素と具体的内容、②学習活動（キャリア教育推進の具体的展開例）を学年別に示している。

次に、教育課程への位置づけとその工夫として、①各教科・特別活動等との関連、育成したい生徒像、②学習活動での工夫点を示している。

(3) 年間指導計画

キャリア教育の手引きには、年間指導計画の作成にあたって次のように示している。

- ① 年間指導計画の基本的な考え方
 学校教育全体で取り組むキャリア教育においては、系統的・組織的に指導するにあたっては、計画に基づき実施する必要がある。
- ② 年間指導計画・単元指導計画の作成
 年間計画に盛り込まれる要素としては、学年・時期・予定時間・単元（題材）名・各単元（題材）における主な学習活動・評価などが考えられる。生徒の学習経験や発達の段階を考慮し、季節や学校行事などの活動時期を生かしたり、各教科・科目等との関連を見通したりして計画する。
- ③ キャリア教育を進める際の留意点
 キャリア教育において体験活動は重要であり、学びの核と言える。体験活動は、今の学びや努力が何につながるのか、体感す

る絶好の機会と言える。

天工の進路指導の学年別・各科別指導計画は、次のように記載している。

表6 学年別・各科別進路指導計画

第3学年	4月	三者面談・進路希望調査、前期課外授業（進学・公務員）、公務員模試	
	5月	工業高校連合模試、公務員模試、看護模試	
	6月	進路講話、進学相談会、高専編入試験、公務員模試、基礎力診断テスト、SPI模試	
	7月	求人票受付、三者面談、夏期課外授業、公務員模試、高専編入試験	
	8月	就職受験先決定、応募前職場見学、履歴書準備、就職応募書類提出、工業高校連合模試、高専編入試験、工進連夏季学習合宿（熊工）	
	9月	就職応募書類発送、就職試験、就職受験報告書提出	
	10月	進学受験先決定、進学試験（専門学校等・推薦）	
	11月	進学受験先決定、進学試験（私立大学等・推薦）、内定後の心得、進学受験報告書提出	
	12月	進学試験（国立大学等・推薦）、進学相談会、就職・進学受験感想文	
	1月	進学試験（一般試験）、企業連絡（赴任地通知等）、受験体験発表	
	第2学年	4月	前期課外授業（進学・公務員）
		5月	進路希望調査
6月		進路講話、進学相談会、基礎力診断テスト、SPI模試	
7、8月		夏期課外授業（進学・公務員）	
9月		校務員模試	
10月		後期課外授業（進学・公務員）	
11月		工場見学、インターンシップ、校務員模試	
12月		進路希望調査、進学相談会、冬期課外授業（進学・公務員）	
1月		受験体験発表（3年生より）、工業高校連合模試	
2月		校務員模試、企業訪問	
3月	進学相談会		
第1学年	5月	進路希望調査	
	6月	進路講話、基礎力診断テスト、進学相談会	
	7、8月	夏期課外授業（進学）	
	10月	後期課外授業（進学・公務員）	
	12月	進路希望調査、冬期課外授業（進学・公務員）	
	1月	工場見学（修学旅行時）、ライフプランニング授業	
3月	進学相談会		
各科共通	5月	面接指導計画作成、企業訪問	
	6月	面接指導、履歴書（全国高等学校統一応募用紙）の書き方指導	
	7、8月	進路相談（就職関係）、オープンキャンパス参加	
	8月	就職応募書類点検・確認	
	9、10月	進路相談（進学関係）	

以上のように、進路選択の柱として、就職・進学・公務員の3つを挙げ、できるだけ早期から進路意識を高め、意欲的に取り組むように指導している。同時に、学年ごとに取り組むべき内容が明確となるように示し、保護者を交え、計画的・組織的な進路指導に取り組んでいる。

(4) 学校、家庭、地域の連携・協働

キャリア教育の手引きには、産学官の連携による職場体験活動・インターンシップの推進のためのシステムづくり、家庭・保護者との連携、地域や働く人との連携、学校間（異校種間）連携等を例示している。

熊本県では、平成28年4月の熊本地震もあり、防災に主眼を置いたコミュニティスクールの設置を推進した。

天工でも学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校」づくりを進めている。その委員は次に示すように、保護者、地域、自治体、隣近学校の代表である。

表7 学校運営協議会委員

委員構成
学校保護者代表（天工育友会会長）
地域住民代表（亀場町区長会会長）
近隣中学校長（天草市立桜南中学校長）
関係行政機関（天草市役所防災危機管理課長）
関係行政機関（天草警察署）
関係行政機関（天草広域連合中央消防署）
天草工業高等学校長
天草工業高等学校防災主任

その他にも、様々な教育活動に伴った連携先があり、小学校との連携をはじめ、行政機関、産業界とつながっている。特に、インターンシップでは、地域自治体（天草市、上天草市、苓北町）、産業教育振興会、建設業協会、電気工事業協同組合等との連携で、受け入れ企業等の支援を仰いでいる。

(5) 評価

キャリア教育の手引きでは、「キャリア教育においても、各学校の目標及び育成する資質・能力、教育内容・方法等との関係から、生徒にどのような力が身に付いたのかを明確にするためにも、適切な評価をすることが必要である」としている。

また、「キャリア教育の評価では、生徒の学習状況に関する評価、教師の学習指導に関する評価、各学校の指導計画に関する評価という三

つの評価を、その対象とする」としている。

そして、生徒の学習状況の評価として、「キャリア教育における具体的な生徒の学習状況の評価の方法では、生徒の発表や話し合いの様子、学習や活動の状況などの観察による評価、生徒のレポート、ワークシート、ノート、作文、絵などの製作物による評価、生徒の学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積した「キャリア・パスポート」、評価カードなどによる生徒の自己評価や相互評価、教師や地域の人々等の記録による他者評価がある」としている。

次に、教師の学習指導の評価として、「生徒に育成する力がどのように育まれているのかを生徒の姿を通して評価することにより、その学習指導の問題を探り、改善することを目的としている」とある。

三点目は、各学校の指導計画の評価として、「キャリア教育の目標の達成を目指した指導計画が、効果的に実現する働きをしているのかを適切に評価し、その改善を図ることが必要である」としている。

天工では、具体的かつ新たな評価の取組として、「ポートフォリオによる学習の記録と面談シートによる振り返り」を実施した。ポートフォリオの作成では、「学習の記録を蓄積することにより、学習を振り返るとともに生徒の変容を把握する」こと。また、「生徒自身が学習の到達度を知ることによって新たな目標の設定につなげる」ことを目的としている。また、面談シートの活用では、「担任や教科担当が生徒の学習状況を把握し、生徒と教師が共通理解する。その上で、これからの学習活動の方向性を確認する」ことを目的としており、面談前には、生徒へアンケートを実施、その結果を理解しやすいようにレーダーチャートを作成した。これを利用して、「学習の成果を確認するとともに学校生活の見通しを立てる」ように指導に活用した。図5にその一部を示す。

番号	質問	今回	前回	番号	質問
1	電気の学習に興味がある	3	3	26	授業中にわからない事は授業
2	電気工事士の資格を取得したい	4	3	27	板書を写すときは色分けな
3	電卓を使って計算するのは好きだ	3	2	28	ものづくりに興味・関
4	電気の学習に不安がある	2	3	29	ものづくりのための技術
5	実習(実験)の内容を理解できる	3	3	30	ものづくりをしたいが、取り
6	実習(実験)で電気の専門知識への理解が深まった	4	2	31	高校ではものづくりを体
7	多くの電気関係の専門用語が書える	3	2	32	壊れた電気製品を修
8	電験(電気主任技術者試験)を取得したい	2	2	33	電気の専門性を生かした企
9	授業で学んだ理論は理解できている	3	2	34	将来、やりたい仕事か
10	授業で学んだ公式を使うことができる(暗記していない)	4	3	35	進路(就職・進学)に向けて情
11	1人で回路図を見て接続することができる	3	4	36	進路(就職・進学)に向けて、家庭

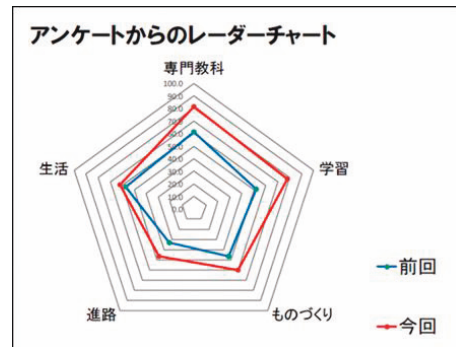


図5 面談シート (一部抜粋)

7. おわりに

12年ぶりに「生徒指導提要」は改定された。現行のものは、「生徒指導提要とは、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたものです(平成22年3月作成)。(文部科学省ホームページ)とあるように、生徒指導の基本的な考え方や具体的な日々の対応についてまとめた基本指針のようなものである。今回の改定は、社会状況の大きな変化による様々な課題が深刻化したこと、また、そのことで学校現場が忙殺されるようになったことが大きいと考えられる。また、生徒指導そのものが、これまで「いかに生徒を指導するか」という教師側からのものであったものが、「生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ものという、生徒の主体性を尊重するものへと変わっている。このことによって、生徒指導は、より発達

支持的・課題予防的（課題未然防止教育）なもの求められるようになっていく。学校においては、様々な教員の協働のみならず、保護者や地域、専門家を含めたチーム学校による生徒指導体制を構築するとともに、生徒指導の在り方を共通理解し、連携・協働を推進していかねばならない。いずれにしても個々の生徒の状況を、まずはしっかりと把握し、生徒や保護者の気持ちを大事にし、教職員や専門家が、地域や保護者を交えながら、個に応じた指導、支援及び課題予防に努めなければならない。また、様々な個別の課題に対しても、計画的・組織的に対応しなければならない。それらに対応できるように、また、より活用しやすいように作られたのが今回の「生徒指導要領」である。本稿では、個別の課題として、生徒指導提要に掲載された項目の全てについては取り上げられなかったが、教育活動全般において、生徒理解、教育相談等の生徒支援体制が整っていれば、生徒指導提要改訂版を参考に、十分に対応できるものであると思われる。

一方、進路指導に関しては、「出口指導」に特化したものではなく、小学校、中学校、高等学校の教育活動全般を通じて、「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていく」キャリア教育を通して、指導・支援していくものである。令和5年新しいキャリア教育の手引きにあるとおり、「キャリア・パスポート」や「キャリア・カウンセリング」を通して、自己評価や主体的な学習活動の活性化を図り、指導・支援することで、生徒一人一人のキャリア形成につなげていくことの大切さを再確認することができた。さらに教職員の個々の資質能力を高めるための研修、組織的指導体制の構築や年間指導計画など、実践例と合わせて活用しやすい手引きとなっており、学校現場での積極的な活用についても図っていかねばならない。

本稿全般を通して、生徒指導・進路指導の個々の活動は、幅広く、また長期にわたって取り組むべきものであり、かつ、地域や保護者、専門家を交えながら、組織的・多面的に協働で

取り組むべきことであるということ、高等学校入学前、卒業後にわたっても指導・支援するべきものであることも再認識させられた。そして、生徒個々が、生涯にわたり、自己実現、自己形成できる能力を自ら育成できるようにしていかなければならないと強く感じている。

最後に、学校現場の教育環境の厳しさについては、今後も大きな困難を伴うものと理解している。それでも各々の教職員の熱意と自己研鑽、学校組織による協働をもって、多くの課題解決を達成できるものと期待している。

参考文献

- 1) 「生徒指導提要（令和4年12月）」文部科学省
- 2) 高等学校学習指導要領 平成30年3月30日告示
- 3) 教育振興基本計画 平成30年6月15日 閣議決定
- 4) 『生徒指導の手びき』（昭和40年）文部省
- 5) 「生徒指導資料第20集『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』（昭和63年）文部省
- 6) 「生徒指導資料第1集（改訂版）『生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導』（平成21年3月）国立教育政策研究所
- 7) 「生徒指導提要（平成22年3月）」文部科学省
- 8) 高等学校指導要領領（平成30年告示）解説総則編 平成30年7月 文部科学省
- 9) 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」令和3年1月26日 中央教育審議会
- 10) 令和2年度（2020年度）学校経営案 熊本県立天草工業高等学校
- 11) 令和4年度（2022年度）熊本県教職員研修計画 令和4年（2022年）3月 熊本県教育庁
- 12) 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」平成27年12月21日 中央教育審議会
- 13) 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」平成31年1月25日 中央教育審議会
- 14) 「校則の見直しについて（通知）教安第603号」令和3年12月14日（熊本県教育長）
- 15) 「いじめ防止対策推進法の公布について（通

- 知)」平成 25 年 6 月 28 日 文部科学省初等中等教育局長
- 16) 「初等中等教育と高等教育との接続の改善について (答申)」平成 11 年 12 月 16 日 中央教育審議会
 - 17) 「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について (調査研究報告書)」平成 14 年 11 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
 - 18) 「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～の骨子」平成 16 年 1 月 28 日 文部科学省
 - 19) 「『若者自立・挑戦プラン』における文部科学省の取組について」平成 16 年 6 月 文部科学省
 - 20) 「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン (改定)」平成 18 年 1 月 17 日 若者自立・挑戦戦略会議
 - 21) 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (答申)」平成 23 年 1 月 31 日 中央教育審議会
 - 22) 「高等学校キャリア教育の手引き」平成 23 年 11 月 文部科学省
 - 23) 「中学校・高等学校キャリア教育の手引き - 中学校・高等学校学習指導要領 (平成 29 年・30 年告示) 準拠 -」令和 5 年 3 月 文部科学省
 - 24) 令和 2 年度 (2020 年度) 度国立教育政策研究所教育課程研究指定事業「主体的かつ意欲的に自己実現に向けた力を育てるための指導方法及び評価方法の工夫改善」報告書 熊本県立天草工業高等学校
 - 25) 生徒指導提要 (改訂版) 全文と解説 「月刊生徒指導」編集部 学事出版株式会社
 - 26) 生徒指導提要 改定の解説とポイント - 積極的な生徒指導を目指して - 中村豊 ミネルヴァ書房
 - 27) 学習指導要領対応 (令和版) 生徒指導・キャリア教育 吉田浩之 北樹出版

